

会 議 録

会議の名称		平成 2 7 年度第 2 回守谷市行政改革推進委員会		
開催日時		平成 2 7 年 8 月 1 7 日（月） 開会： 9 時 閉会： 1 1 時 4 5 分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）		総務部企画課		
出席者	委 員	川西会長，佐々木副会長，梅本委員，吉田委員，福田委員 計 5 人		
	その他	外部評価ヒアリング対象課 （生活環境課）浅野課長補佐 （都市計画課）海老原都市整備部次長兼都市計画課長，北澤課長補佐，森係長 （建設課）野口課長，浅野課長補佐，飯塚課長補佐，富永係長 計 8 人		
	事務局	須賀総務部長，古谷総務部次長兼企画課長，前川課長補佐 石神企画員 計 4 人		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
公開不可の場合 はその理由				
会 議 次 第		1 開会 2 会長挨拶 3 議事 （1）外部評価について（事務事業ヒアリング・点検等） （2）その他 4 閉会		
確 定 年 月 日		会 議 録 署 名		
平成 2 7 年 8 月 2 5 日		会 長 川 西 憲 二		

審 議 経 過

1 開 会

2 会長挨拶

外部評価の点数を付ける際に、極力、差をつけられるものには差をつけて評価していただきたいと思います。

また、しっかりと納得のいく評価ができるよう、意見交換をしていきたいと思いをします。

川西会長： 本日の会議録の内容につきましても、前回の御決議のとおり、発言者名は公表することとしております。異議がある場合は、いつでも構いませんので、会議が終了するまでに、その旨をお伝えください。

3 議 事

（１）外部評価について（事務事業ヒアリング・点検等）

■評価の進め方、評価点検シートについて協議

川西会長： 評価の仕方や評価の点検シートの在り方について、皆様からの御意見をお伺いしたいと思います。

佐々木副会長： 評価が真ん中に集中しがちなので、今後、点検シートの施策への貢献度評価については、５段階評価の内の「中（３）」は極力付けないで、どちらかにふるというのを評価の基本にすることを提案します。

川西会長： 相対評価でやるのか絶対評価でやるのかについて、御意見はいかがですか。私は相対評価をすべきと思っています。守谷市役所としてのレベルを想定していただいて、トップ２０であれば「非常高（５）」であるといった具合です。御自分の理想があって、なかなか「５」を付けないということではなく、市役所の業務の中で上位２０％に入ると思えば「５」で良いのではと考えています。そうでないと、点数が変にばらついてしまう危惧を持っています。

こういったことも、お考えいただきたいと思います。

佐々木副会長： 相対評価、絶対評価という考え方ですが、この委員会の位置付けを実際に推進している行政施策に対する審議と見れば相対評価、守谷市の施策として良いのか悪いのかと見れば絶対評価と考えます。

この委員会の性格を位置付ければ、自ずと決まってくると思います。

吉田委員： 施策の貢献度という考え方に対しては、一つ一つは絶対評価だと考えています。最初は絶対評価で個々に評価していった、その後で全体を見た上で、全体のバラつきとかを見て、合議の上で、二次的に相対評価に

なっていくと思います。

梅本委員： 最初は絶対評価でやって、全員の点数を集約することで相対化されると思います。

福田委員： いきなり相対評価は難しいと思います。

川西会長： それでは、最初の時点では、市の施策としてこうあるべきだという絶対評価で、点数は5点満点、点数の「3」は極力付けないようにすることで進めていきたいと思います。

その他、進め方について御意見はございませんか。

梅本委員： 点数の付け方として、配付された資料（外部評価の進め方）に、「施策への貢献度に加え、事業の重要度も加味して点数を付ける」とあるので、点検シートは施策への貢献度のチェック欄しかありませんが、事業の重要度も考慮して点数を付けるべきだと思います。施策に貢献しているということと別次元で不可欠かつ重要な事業という場合もあるので、貢献度に関わらず、重要なものは重要として点数を付けるということによりよいですね。

佐々木副会長： 貢献度と重要性の2つの評価にした方がよいのではと思います。

吉田委員： 国の法律に基づく事業は、貢献度があろうがなかろうがやらなければいけないという問題があって、前回もそういった事業の判断について、私たちも迷ったということがあります。貢献度と重要度は基本的に違うのです。これを2つに分けた場合、これらの関係をどう捉えるのかはまた難しい問題になってきてしまいます。最終的なところで調整するしかないと思います。

川西会長： 施策への貢献度が高いといっても、他の施策と連動していることもあるので、広く捉えると市民への貢献度を考慮して点数を付けているのかなと感じます。

佐々木副会長： 前は、貢献度で上位から点数を付けていきました。もし、重要度や必要度を決めるとすれば、5段階でなく3段階で、点数表は貢献度で付けておいて、貢献度を評価するときに、重要度のシートを見直す。項目としては新設しておいて、集計のときには貢献度で集計する、としたらどうでしょうか。

吉田委員： 必要度といったときに、何を必要というのか。例えば、条例や法律で決められているものであれば、1～3の3になる。残りのものの判断が難しいですが、目安として評価を書く分には問題ないと思います。取扱い方は後ほどの議論になるかと思いますが、今の話で構いません。

佐々木副会長： 国が定めているものは「2」、あった方がよいものが「3」、やめた方がよいものが「1」といった基準を想定していましたが、国の定めだけでなく、残していくべき事業も「2」ですかね。

吉田委員： 今のような理解で、ある程度の合意事項は設けた方がよいと思います。

川西会長： 必要度の観点からの評価は、よいと思うものは「3」、なくてもよいも

のが「1」、しがらみがあってどうにもならないものが「2」といった判断基準で進めたいと思います。

吉田委員： 今日の点検シートはいつ提出しますか。

事務局： できれば本日お預かりしたいと考えていますが、まとめていただいたものを電子データで提出いただくことも可能です。

吉田委員： きちんとしたものをお出ししたいので、電子データを送っていただいた上で、日にちを決めて提出し、その情報を我々に戻していただければと思います。

川西会長： その場で点検シートは提出せずに、電子媒体で提出するようにいたします。委員としてはじっくり考える時間を頂戴したいと考えてはいますが、事務局のまとめ作業の時間も配慮して期限は設定してください。

事務局： 最大限に日にちを調整して、メールで期限をお知らせさせていただきます。

・施策「生活環境の保全」及び「循環型社会の形成」のうち生活環境課が行う事務事業についてヒアリング

■畜犬登録及び狂犬病予防事業について

吉田委員： 狂犬病予防接種の代金は飼い主の負担ですか。

浅野課長補佐： はい。獣医師会とも調整しますが、今年は3,000円です。

吉田委員： 国の法律で決められている事業だと思いますが、元々、この事業は市でやるものですか。あるいは保健所ですか。

浅野課長補佐： 元々は県が行っていた事業です。平成11年度に権限移譲で市に移りました。

吉田委員： 飼い主に罰則はないのですか。

浅野課長補佐： 基本的にはありません。ただ、噛まれたとか何らかの事件があったときに違反が問われます。

吉田委員： 広い意味での未登録犬、つまり野良犬ですが、どのくらい市内にいるかを把握するのは難しいですか。

浅野課長補佐： 昨年度、市役所に連絡があって保護した犬が50頭ぐらいいましたが、ほとんどが飼い主のいる犬でした。

法律の流れからいくと、預かる作業は県の動物指導センターが行うのですが、守谷市では、今年の4月から条例に基づき、1週間は守谷市で預かった上で、飼い主を探す作業を行っています。ここ3年間では、2頭のみ県に送り、今年は1頭も送っていません。昨年度に送った犬も、その後引取り手があったということで、守谷市で預かった犬のうち、殺傷処分になっている犬はいない状況です。

吉田委員：市のホームページで避妊去勢の通知が出ていましたが、それはこの施策とは別になるのですか。

浅野課長補佐：守谷市の事業としては、今のところ行っていません。県の事業でも部分的には行っていますが、獣医師会の方で助成をしています。他の市町村だと、牛久市や阿見町など独自で行っているところもありますが、市として、今回条例化した中では、飼い主の責務として整理しています。ただ、野良猫化している猫が多くて、子供を産んでどうしようもないという部分に助成するという流れであれば、検討せざるを得ないと考えます。地域で飼われている猫、地域猫を増やさないための施策をどうしたら良いかは、これからの課題として守谷市は考えています。

吉田委員：ペット関係の施策は、この事業で行っているのですね。

浅野課長補佐：この事業の中で行っています。

佐々木副会長：この事業の中に猫も含まれますか。

浅野課長補佐：今は人件費的な部分にしかお金は掛かっていませんが、啓発は犬と猫と一緒にしています。ただ、これからお金を使って何かをしようとなると、新たな動物愛護事業を立ち上げなくてはならないというのが現状です。

福田委員：殺処分数は茨城県がワースト1位だと思いますが、守谷市以外の他の地域が多いということですか。

浅野課長補佐：茨城県の統計の中では、神栖市と県西地区が多いです。

福田委員：茨城県として数値を下げるには、他との連携も必要だと思います。

浅野課長補佐：県の取組として、先進事例として守谷市を取り上げていただき、研修会などでお話しさせていただく機会もありました。ただ、各市それぞれの考え方がありますので、県に働きかけていくしかないと思っています。守谷市が条例を作ったことで、新聞やホームページなどに取り上げられることもあり、守谷市が先進的に事業を行っているということは周りにも分かっていたところですが、なかなか他の市町村までには波及できない状況です。

福田委員：この分野は、民間のNGO団体が多いと思いますが、そういうところと連携をしていく考えはありますか。

浅野課長補佐：守谷市に動物愛護団体（わんにゃんM's（エムズ））があり、その団体と連携して、市役所での動物の預かりが1週間を過ぎてしまった場合などは、その動物愛護団体に預かってもらい、飼い主を探す作業をしてもらっています。

佐々木副会長：経験則で構いませんので、飼い主がいる未登録犬の数は分かりますか。また、自然界のバランスが損なわれてきている中で、無条件で鳥獣保護をすることが正しいのか疑問があります。行政としては、どのようにお考えですか。

浅野課長補佐：一つ目ですが、保護されてくる犬の中で、約半数以上が未登録です。飼い主が現れた際は、登録してくださいとお願いしています。4,000頭ぐらいの登録がありますが、その他に2,000頭ぐらい登録していない犬がいると推測されます。

佐々木副会長：登録の促進策はありますか。

浅野課長補佐：動物を売っている方やブリーダーの方の登録を推進しています。ただ、民間の売買の把握が難しいので、先進地を参考に実施していきたいと考えています。日本全体で考えていくと、他の国ではライセンス制度ですが、日本は登録制度のため、誰でも売買ができてしまう状況です。登録されている人から指導を受けて買うといった制度を充実してもらった上で、守谷市としては、売買しているところに登録を促すということになります。

2点目ですが、犬・猫といった愛玩動物に生活環境課では特化している状況です。農作物に被害を与えている動物が害獣と定義されるようですが、そこは、自然環境の破壊に人間が関与している部分もありますし、どこまで保護すべきかということは、ものによって全然違ってくると思います。生活環境課としては、人間が介在した犬や猫に特化して進めていきたいと考えています。

川西会長：平成25年度からのコストの増減はどういった内容ですか。

浅野課長補佐：消費税の増税対策として、消耗品等を前倒しで買った分です。26年度はその分で減りましたが、27年度以降は平準化します。

■放射線対策事業（環境）について

梅本委員：除染が完了しているから、成果指標がずっと100%になっているのですか。

浅野課長補佐：除染実施計画に基づく除染は、平成25年度で終了しました。

梅本委員：その後は、どういう目標の基に、この事業を進めているのですか。

浅野課長補佐：今は、除染を行って、全部を敷地に埋めている状況です。その埋めているものについて、国の指針が出ていないため、現在は現場保管になっています。その土をどうするかは、これからの議題になっています。表面上の除染は終わっていますが、今後、そういった施策が出てくるということで、事業として残している状態です。

梅本委員：事業の課題が移ったのであれば、実態に合わせて、そちらの課題に合わせた成果指標にした方が良いのではないのでしょうか。

浅野課長補佐：分かりました。ありがとうございます。ただ、最終処分場についての国の考えもまとまっていない状態なので、先の指標が出せない状況ではあります。

梅本委員：市民から、線量が高そうなので、除染してくれませんかといった要望があったときに、対応はしているのですか。

浅野課長補佐： 現場に行き、線量を計りますが、市では除染自体は行っていません。線量を減らす手法等を教えて、一緒に作業を行っています。ただ、現在は、ほとんど問合せがない状態です。

吉田委員： 新聞に載る線量の調査結果で、守谷市は、県内でも放射線量が高い地域になっていることが気になっていて、どこまで下げればいいのかという目標があるのかないのか。この事業は除染するという事業で、その後を見ていくということは、別判断になるということなののでしょうか。

浅野課長補佐： 新聞紙上で出ている放射線量は、国の基準の半分以下になっています。元々どのくらいだったかという数値がない中で、目標値が定められないということもあります。今のところは、現状の推移を見た上で、数値が上がるような要素が出たときに備え、モニタリングをしている状況です。

佐々木副会長： 事業名としては、放射線除染事業ですか、放射線対策事業ですか。

浅野課長補佐： 放射線対策事業として、現在はモニタリングのみを行っているのが現状です。

佐々木副会長： 除染事業について、国の態度が決まらなると他責にしている限り、何も進まないと思います。

子育て世代を地元と呼び戻そうと活動していますが、この放射線の問題が一番引かかります。放射線量が県内で高い状態が続く限り、親の不安要素になっているのです。取手市なども、放射線量が高い地域ですが、市として取組をしています。そういったものが見えないと、子育て世代の人達に、守谷市でも真剣に取り組んでいますと言えないのです。どのように考えていますか。

浅野課長補佐： 守谷市として、放射線対策については、国がやるべきものだという姿勢でやっています。除染に関しても、国の補助が出るものややってきた経緯があります。子どもの健康被害への検査としても、国がやるべきだということで、国に要望しているのが現状です。市税を投入してやるものではなく、国が国全体の災害と考えて、国としてやるべきだという考えで一貫しています。

佐々木副会長： 他の予算を削ってでも、市としてやるべき事業であれば、そこに重点投資すべきだという考え方があって然るべきだと思います。国への要望等の調整時期だとしても、市として実施する検討をしていただけなのではないのでしょうか。また、要望していますとおっしゃいますが、非常に抽象的な表現です。市として、考えつくものを全部やりましたということが証明されて、初めて要望できることであって、そういうことが証明されない中で、要望をしていますというのはお役所的に思えます。通り一遍の要望をするのではなくて、市としてここまでやったと市民に胸を張れる活動結果を出してほしいのです。

福田委員： 国の基準値の半分以下といった状況などを、もっとアピールするべきだと思います。数値などをもっと知ってもらうことに、予算はそれほどかからないと思いますので、子育て世代の方に安心して住んでもらえるように、しつこいぐらいに広報することができ得る最大の対策かと思います。

吉田委員： 除染した後、具体的にどういう対策が考えられますか。

浅野課長補佐： モニタリングを継続し、放射線量計の貸出を行っている中では、これから守谷市に住もうとしている人への貸出が多い状況です。実際に計った上で、その内容について個々に説明しているのが現状です。その他、付帯処理としまして、現場保管しているものを今後どうするかということがあり、モニタリングを続けている状況ですが、地上に影響が出ているものはありません。

吉田委員： 物理的な措置は、現在はないという理解でいいですか。

浅野課長補佐： はい。

福田委員： 放射線は、個人の感覚の問題が非常に大きいです。そういう意味からも、広報はとても重要で、守谷に住んでもらう方に安心感を持ってもらえるような呼びかけが必要だと思います。

浅野課長補佐： 現在、住んでいる方からの問合せはほとんどなく、新たに来られる方が心配しているというのがほとんどです。平成25年12月に除染が終わったときに、市の考え方を一旦示しています。その後、全体的な変化がない状態の中で、新たにもう1回考え方を出すということは検討せざるを得ないですが、数年が経過したということで、何らかのアクションをしなくてはと考えています。

また、環境施策全体として捉え、事業の統合も検討しています。

佐々木副会長： 守谷市の放射線対策の責任部門はどこですか。

浅野課長補佐： 生活環境課となってはいますが、個別の部分があり、給食は学校教育課や児童福祉課、子どもの健康被害であれば保健センターで対応しています。放射線対策会議があり、そこで決定していきました。

佐々木副会長： 分散していることは弱点にもなりますので、一箇所で集中管理していくことが重要だと思います。

須賀総務部長： 専門性があるので、一つの部署にまとめることが難しく、分散している状況でしたが、ワンストップという流れになってきていますので、可能であればその方向にすべきだとは思っています。

川西会長： 今の評価表の書き方だと、終わった事業について書いてあるようにしか見えませんので、その点は分かるようにお願いします。

■公害対策事業について

梅本委員： 生活環境の施策ということなので、ごみや汚染物をどのように除去していくかということと、そういった物が出てこないための両方の対策が

必要だと思います。両面からのアプローチで施策全体を考えていただければと思います。

公害対策事業についてですが、調査した結果は、守谷市独自で分析しているのですか。

浅野課長補佐： コンサルに委託して分析を行っています。

梅本委員： 他の事業の成果がこの事業の成果指標である基準超過件数に集約されると思いますので、他の事業との関連性が見えると、この事業の重要性がより分かると思います。

川西会長： 調査なのか対策なのかがぶれていると思います。成果指標のところでは対策になっていますが、書いていることは調査になっていて、一貫性がありません。公害対策として何をやっているのかを言っていただきたいと思います。

浅野課長補佐： 調査をして原因は追究します。原因者の指導は県の権限となりますので、県に報告して指導を受けます。市は調査業務を行って、国や県の基準値を超えている部分を報告し、その上で、国や県で指導をしていますので、その繋ぎまでが市としての対策事業となっています。

佐々木副会長： 地球温暖化防止実行計画運用事業もそうなのですが、調べるだけの事業になっていて、これが本当に行政として責任を全うしたことになるのかと思います。関係者として、結果のフォローが見えないのです。

吉田委員： 具体的な対処は国や県だとして、市の関与している調査の部分は県でやってもらえないのですか。

浅野課長補佐： 権限移譲があつて市に下りてきた部分になります。これからの権限移譲の中で調査権も来る予定はありますが、コスト面の関係もあるので、難しい問題だと考えています。

吉田委員： 自己完結できないのであれば、ルートをきちんと示して、市民の方に報告をしていく必要があります。そうすると、事業の名称を変更するともう少し分かりやすいのかなと思います。また、市としてできること、できないことをはっきりと整理した方が、より分かりやすくなると感じます。

■環境基本計画策定事業について

佐々木副会長： 以前に策定した環境基本計画はありますか。

浅野課長補佐： 平成12年に15年を期間として策定したものがあります。

佐々木副会長： 今策定している計画は、いつ頃完成しますか。

浅野課長補佐： 平成28年の3月末までには完成させます。現在、基本骨子ができあがったところで、これから環境審議会で審議していきます。

佐々木副会長： 環境基本計画が完成したら、実行する体制はどのようになりますか。

か。

浅野課長補佐： 各分野で実行計画を作っていきます。次の年からは、実行計画の数値目標に基づいて進めていきます。

環境基本計画の基本となっているのは地球温暖化で、国の指針がまだはっきりしていない状況ではありますが、守谷市として環境像という部分について基本計画を作り、個別の部分については28年度以降に実行計画を作っていきます。

佐々木副会長： 環境基本計画を作りながら、環境基本計画の基になる基準値が定まっていないということは、環境基本計画そのものが空論であるともとれます。

浅野課長補佐： 2箇年事業でやっていて、1年目は前計画の検証でした。市民への満足度調査によると、市民は環境に関しては8～9割が満足している状況なので、国の指針は定まっていますが、前計画を踏襲する形で策定しているところです。

佐々木副会長： 計画が地球温暖化に特化していたり、バラつきがあるように感じるので、環境基本計画と位置付けるには、足りない部分があるのではという疑問があります。

浅野課長補佐： 計画の中で柱をいくつか設定しますが、前回はなかった部分で、教育学習部門をメインでやっていきたいと考えています。守谷市個別の自然環境について、何をすべきかが明確でなかったのも、市としてこうしてほしいという考えの基、市民の役割、事業者の役割、市の役割を打ち出して、計画を策定しているところです。

吉田委員： 策定に当たり、委託された企業には、どこまでの裁量があるのですか。市役所側は、どこまで関与できているのですか。

浅野課長補佐： 骨子案の作成には私たちも入り、内部のワーキングチームにも入っています。今後内部組織の検討委員会で討議し、審議会に諮っていきます。

吉田委員： 計画の策定数ではなく、アンケートの回収率といった具体的な成果が見える指標を設定していただいた方が良いと思います。

■地球温暖化防止実行計画運用事業について

吉田委員： 地球温暖化防止実行計画運用事業の対象は守谷市役所ですか。

浅野課長補佐： はい。

吉田委員： 他の民間施設などに立ち入る余地はありますか。

浅野課長補佐： お願いはしています。実際は、クールビズ等の啓発グッズをお渡しするのみで、数値等は把握していません。お願いの範疇ではありますが、各事業所に依頼をして、増やしていこうとはしています。

吉田委員： 市役所だけの取組ではなく、他にどう広げていくかを考えていただけると良いと思います。

■環境啓発推進事業について

佐々木副会長： 平成25年度のコストが高くなっていますが、何に使ったのですか。

浅野課長補佐： 北守谷公民館，保健センター，北園保育所に太陽光発電システムを設置しました。

佐々木副会長： 内容的に見ると，啓発事業が主なので，太陽光設備が入っているとは思いませんでした。

浅野課長補佐： 単独の事業としては別なのかもしれませんが，守谷市も太陽光をやっていますという啓発の側面から，この事業に計上しました。平成26年度・27年度は市民への設置補助費を計上しています。

吉田委員： 活動指標について，ポスターコンクールの回数や優秀作品表彰者数はほとんど意味を持たない指標なので，例えば，ポスターコンクールに何人応募があったかという指標にするなど，一考を要すると思いました。

福田委員： バイオマス発電が始まったということを広報で見ましたが，こういうことに取り組んでいるということを，もっとPRしていただきたいと思います。

■雑草除去事業について

吉田委員： 除去率が100%近くになっていて，評価表で成果の向上余地は少ないとありますが，もっと良い環境にするため，100%を目指すぐらいのことを書いていただいた方が良いと思います。

浅野課長補佐： 除去は全て市で行っているわけではなく，土地の所有者に通知で促し，個人で除去した現場を市で確認した割合も含まれています。市に頼みたいという方も増えてきていますので，市でやる分を増やしていくという考えもあります。土地の所有者が高齢化した方だと，連絡が途絶えてしまい，登記簿上の住所を基に通知を出すのみで終わってしまう場合もあります。

吉田委員： 空き家対策とも連動している対策であって，雑草の除去だけで済む話ではないとも感じます。施策の総合性という観点も考えていかななくてはならないと思います。

浅野課長補佐： 今，雑草除去の対象としては，空き地よりも空き家の方が問題視されてきています。空き家にも通知は出しますが，市でやるとなっても草を刈る面積を計ることが困難なので，促していくことしかできない状況です。

・施策「緑を生かした景観の形成」のうち都市計画課が行う事務事業についてヒアリング

■景観形成推進事業について

梅本委員： この事業は、景観審議会の運営が主ですか。その他に積極的な施策もあり得るのかなと思います。

北澤課長補佐： 景観計画の中で命令、勧告等が必要な場合は、景観審議会の意見を聞いて、勧告、命令をしていくことになります。景観計画の届出等の事務はありますが、予算的にも審議会の経費が主になっています。

梅本委員： 守谷市の景観計画を考える上で、違反広告物の問題が一番大きい課題となりますか。

海老原課長： 現状では、屋外広告物の年次計画に基づき進めているところです。色合い的なものは景観計画の届出の中で審査をしますが、やはり、屋外広告物が景観的には大きな割合を占めていると思います。

吉田委員： 策定した条例や実施要綱がどう運用されているか、どう成果が出ているのかといったデータがあれば、分かりやすかったと思います。

福田委員： 景観は自治体のセンスが問われることだと思います。猪苗代湖の周りなどは、コンビニの看板の色まで規制しています。例えば、看板の色合いについて、もっと厳しくしようなどといった話は出たりしませんか。

北澤課長補佐： 通常、県の条例に基づいて、景観形成を進めているところが多いのですが、守谷市の場合、駅前を重点地域と定め、他の地区よりも規制を強め、より景観を守っていく地区としています。その他の地区は、色合いなどは、ほぼ県の基準に基づいています。

福田委員： 県の基準よりも厳しくすることは難しいのですか。

古谷課長： 厳しくすることはできますが、賑わいのためには必要なものでもあります。守谷市では、県よりもかなり厳しめの基準を作っています。京都のような地域と比べれば、基準は緩いかもしれませんが、一般的な住宅地などと比べると、厳しいものになっています。

福田委員： 景観について、もっと市民が意見を言わせてもらえる機会があれば、良いと思います。

古谷課長： 景観計画を策定するに当たっては、市民の方に参画していただき、議論していただきました。一般的に厳しい基準にはなっていますが、景観の感じ方は人それぞれです。もっと厳しくという声もあるかもしれませんが、市民の方に協力していただいて、景観計画を作ってきたという経緯はあります。

■屋外広告物管理事業について

吉田委員： 不許可はありますか。また、違反がどのくらいの率かわかりますか。

北澤課長補佐： 不許可は、今のところ出したことはありません。申請があれば、広告主と協議しながら、修正をお願いして許可の基準に合うような形で申請してもらっています。

総体的な件数は手元にありませんが、未申請等による是正対象の広告物が約５７０件です。平成２６年度・２７年度と約５０件の是正指導を行ってきています。その中で、何ら応答のない数件に対しては、引き続き是正指導を行ってしています。

吉田委員： 対象指標の違反広告設置件数があまり減っていないので、そこを減らす努力があっても良いかと思います。

北澤課長補佐： １０年計画では是正指導をしていきます。相手に理解してもらい、どのように行動を起こしてもらうかが重要になりますが、なかなか理解を得られない状況です。

古谷課長： 是正も、指導、勧告、命令と順序を経て行っていきます。昨年度から始まったところなので、まだ勧告や命令までは至っていません。命令の先は強制撤去なので、条例上は、すべての違反広告物がなくなります。

佐々木副会長： 新しく申請があるものをどう捉えていますか。増えていくものを増やさないという取組も重要だと思います。

北澤課長補佐： 広報やホームページで申請が必要なことをアピールしているので、手続きを踏まなければいけないことが、業者にも認識されてきています。今後増えていく総数としては、許可が下りている部分だと考えています。

福田委員： 守谷市では、壁の色について通報等ありましたか。

古谷課長： 問合せはありましたが、面積要件等から届出の対象外でした。

■保存緑地取得事業について

吉田委員： 取得事業の最終目標はどこですか。

古谷課長： 計画で決まっていますが、まだ継続中です。

吉田委員： 達成度合を見たいのですが、この評価表からは見えません。

梅本委員： 対象指標の保存緑地面積は何を指していますか。

北澤課長補佐： 保存緑地として指定されている面積です。これを全て買い取る計画ではなく、つくばエクスプレスで守谷に入ってくるときに目に入る斜面緑地から始まり、現在は、市役所庁舎周辺の緑を買い取り、市の財産として守っていこうと進めています。その他の保存緑地については、緑地ではなく湿地帯になりますが、郷州沼崎線の沿線や立沢を考えています。

梅本委員： 取得した後は保存が重要になってきますが、適切に保存していく事業もあるのですか。

北澤課長補佐： 保存緑地等指定助成事業の中で、緑の審議会指定された緑地に対して助成金を出し、市が買い取る以外に、市民の方にも緑を保全

してもらっています。

佐々木副会長： 評価表の手段・備考の欄で、助成金交付事務に多大な時間を要するとありますが、市の内部事務であれば、解決できるのではないのでしょうか。問題として把握し、自分のところで解決策があるのなら、それを実行すべきです。

梅本委員： 緑地に関して、他の部門との連携体制はどのようになっていますか。

海老原課長： 案件ごとに関係課と協議しています。

・施策「緑を生かした景観の形成」のうち建設課が行う事務事業についてヒアリング

■公園施設改修事業について

佐々木副会長： 公園維持管理事業と公園施設改修事業の2つに分かれている理由は何ですか。

野口課長： 枝下ろしや除草という通常の公園のメンテナンスが維持管理事業、遊具などの改修、交換などが施設改修事業です。

佐々木副会長： 維持管理事業の中で、「遊具」の点検、修繕という説明があり、改修事業にも「遊具」の改修とあります。重複する部分があるように見えるので、一つの事業でも構わないのではないのでしょうか。

富永係長： お金が掛かる大規模な改築の部分は改修事業でみています。小さなものは修繕ということで、維持管理事業でみています。

川西会長： 分けるメリットは何ですか。

富永係長： 予算の中で、定期的にかかるお金と新たに発生する事業のお金という分け方をして、予算立てをしています。

川西会長： 昨年度の委員会の中で、事業として同じものは統合し、予算は分けていただくことを提案いたしました。こういった事業は、まさにそうだと思います。

佐々木副会長： 市民目線から見たときには、公園の遊具と遊具以外のものは別なものではなく、一つの公園という単位で見ます。その中で、いかに色々な物が環境良く整っているかという目線で物を見ますので、そういう目線で事業を見ていただいた方が、市民の期待に沿えるような気がします。管理上、事業を分けているということでしたが、市民目線で事業を括っていただく必要があると感じます。

吉田委員： 計画に基づいて更新、修繕をしていくことは分かりますが、遊具等による事故率との関係性がないと、分かりづらい部分があります。

野口課長： 事故に関しては、維持管理事業の成果指標として、事故件数を挙げています。市の瑕疵によつての事故件数はゼロとなっています。

佐々木副会長： 老朽化や破損は定期的に確認していますか。

富永係長： 年に1回は点検業者にベンチや遊具の定期点検をお願いして、その点検結果に基づいて、修繕をしています。

■公園まちづくり団体助成事業について

佐々木副会長： 公園まちづくり団体助成事業と公園維持管理事業は、作業をお願いする対象者が違うだけで中身は同じに思えます。敢えて、ここを分けている理由は何でしょうか。予算に合わせて事業を細分化するか、一つにまとめるかのどちらかだと思いますが、現状は中途半端で、管理の基準が統一されていないことになります。同じ基準で事業が並んでいることによって、始めて優先順位が評価できるのです。

野口課長： 今後、調整していきたいと思います。

福田委員： 市民は緑に関心が高くなっています。皆さん、こういう公園にしたいという熱意があるので、契約団体の幅を広げて、意見を汲み上げられるよう考えていただければと思います。

川西会長： この活動を広げるために、何をやるべきと考えていますか。

野口課長： 区長会議での情報提供や、広報での周知といった啓発を行っていますが、団体数は伸び悩んでいます。

川西会長： そのネックをどのように把握して、どのように対応しようとしていますか。

野口課長： 除草作業がメインとなるので、機械の扱いを苦にしない方がいるかどうかなどです。地域の皆様の自主性により行っていていただいておりますので、団体数は足踏みをしている状況です。

富永係長： 除草した草の処分もネックになります。

川西会長、福田委員

： 市が本来管理する公園の除草ですから、草の処分は市が積極的に協力するべきだと思います。

吉田委員： 市民の方は、公園の中で行う事業だから、公園里親事業と役所の担当は同じだと思っています。公園里親事業と併せて、一つの窓口で行うことも考えていただければと思います。

佐々木副会長： 団体数を増やせない理由について、どうやって解決していくかを考えて、具体化していただきたいです。それが見えません。

川西会長： 評価表に担当課が、【成果向上の余地小、無し】と記しておられますが、本当にそうですか。まだ成果向上の余地があるのではないのでしょうか。色々なやり方を検討していただいた方が良いと思います。

(2) その他

■再ヒアリングについて

川西会長： 再ヒアリングは可能ですか。

事務局： 可能です。次回で予定している事務事業のヒアリングが全て終了しますので、再ヒアリングの要望があれば、次々回で対応します。

4 閉会